

## ● 計画の策定趣旨、位置付け

### ＜＜ 計画策定の趣旨 ＞＞

近年、我が国では平成23年に発生した東日本大震災や平成28年熊本地震、毎年発生している台風や豪雨災害等、大規模な自然災害が発生しており、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなっている。

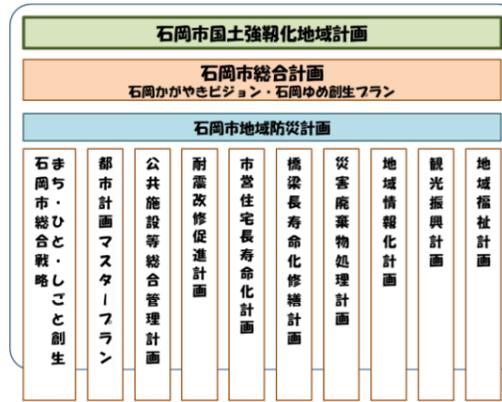
国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）」が策定された。

茨城県においては、平成29年2月に「茨城県国土強靱化地域計画（以下、「県地域計画」という。）」を策定した。

これを踏まえて、本市においても、基本計画や県地域計画や社会情勢、SDGsを踏まえ、市の国土強靱化に関する施策を総合的・計画的に推進し、大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に資する施策を計画的に推進するため、「石岡市国土強靱化地域計画（以下、「本計画」という。）」を策定する。

### ＜＜ 計画の位置付け ＞＞

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化の観点から、本市の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものである。国における基本計画と同様に、市計画の「アンブレラ計画」として策定する。



## ● 国土強靱化の基本的な考え方

### ＜＜ 本市における国土強靱化基本目標 ＞＞

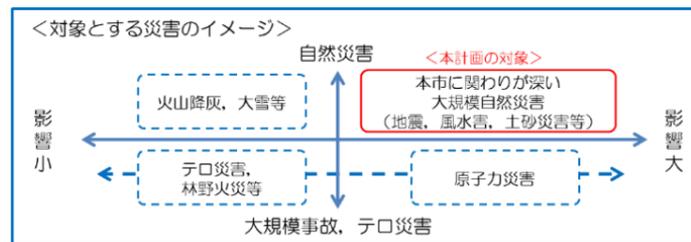
いかなる大規模自然災害が発生しても市民の生命、財産を守り、経済社会活動に致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備え、生活の安全がしっかりと確保され、安心して暮らし続けられる社会を形成することを目指すこととする。

#### 【国土強靱化の基本目標】

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 市域の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

### ＜＜ 対象とする災害 ＞＞

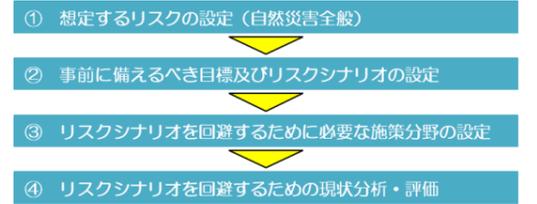
本市に影響を及ぼすリスクとして、自然災害のほか、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、国の基本計画が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をたらす大規模自然災害を想定していることを踏まえ、本計画においても、当面、大規模自然災害を対象とする。



## ● 脆弱性の評価

### ＜＜ 脆弱性評価の考え方 ＞＞

脆弱性評価は、国及び県が実施した手法を参考に、①想定するリスクの設定、②「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定、③リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定、④リスクシナリオを回避するための現状分析・評価という手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を策定する。



### ＜＜ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定 ＞＞

本市におけるリスクシナリオとして、基本計画を踏まえ、海上輸送等臨海部地域に関する項目等、本市の地域特性に該当しない項目は対象外としたうえで、8つの「事前に備えるべき目標」と40の「リスクシナリオ」を設定した（裏面）。

### ＜＜ 施策分野の設定（個別施策分野・横断的分野） ＞＞

本市における施策分野は、基本計画、県地域計画との整合を図った上で、7の個別施策分野と4つの横断的分野を設定した。

|        |     |               |
|--------|-----|---------------|
| 個別施策分野 | I   | 行政機能・消防・防災教育等 |
|        | II  | 住宅・都市・住環境     |
|        | III | 保健医療・福祉       |
|        | IV  | 産業・エネルギー      |
|        | V   | 情報通信・交通・物流    |
|        | VI  | 農林水産          |
|        | VII | 国土保全          |
| 横断的分野  | I   | リスクコミュニケーション  |
|        | II  | 人材育成          |
|        | III | 官民連携          |
|        | IV  | 老朽化対策         |

### ＜＜ 脆弱性評価の実施 ＞＞

40のリスクシナリオごとに、それを回避するための現行の施策を抽出し、施策ごとの達成度や進捗などを踏まえて、現行の取組で対応が十分かどうか、脆弱性の分析・評価を実施した。併せて、施策分野ごとの取組状況が明確になるよう、施策分野ごとに整理した。

### ＜＜ 推進方策の整理 ＞＞

脆弱性評価の結果に基づき、リスクシナリオを回避するために必要な対応方策を整理した（裏面）。

### ＜＜ 施策の重点化 ＞＞

本計画においては、40のリスクシナリオに対応する施策群を構成する基本項目を対象に、緊急性や優先度を総合的に判断し、18の重点化すべき施策群（重点プログラム）を設定した（裏面）。

## ● 計画の推進と不断の見直し

### ＜＜ 市の他の計画の見直し ＞＞

本計画は、国土強靱化に係る市の他の計画の毎年度の施策の進捗状況等により、必要に応じて計画内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うこととする。

### ＜＜ 計画の推進期間及び見直し ＞＞

本計画の推進期間は、令和3年度から令和7年度までの概ね5年間とし、毎年度の施策の進捗状況等により、必要に応じて見直すこととする。

### ＜＜ 施策の推進 ＞＞

#### 施策の進捗管理とPDCAサイクル

本計画の推進方針に基づく各種施策については、本市の分野別計画と連携しながら、計画的に推進するとともに、進捗管理及び評価を行う。本計画では、毎年度、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて改善を図りながら、強くしなやかな石岡市を実現する。



起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と対応方策

| 事前に備えるべき目標 |  | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） |  | リスクへの対応方策  |
|------------|--|------------------------|--|--|
| 1          | 直接死を最大限防ぐ。   | 1-1                    | 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生                           | ①住宅・建築物等の整備 ②市立学校等の耐震化等 ③沿道建築物の耐震化 ④ブロック塀等の倒壊防止対策<br>⑤天井脱落対策 ⑥道路の整備 ⑦駅周辺・市街地の整備 ⑧地域防災力の向上 ⑨広域連携体制の整備<br>⑩防災機能の整備・強化 ⑪消防・救急体制の充実 ⑫医療機関等の耐震化等 ⑬社会福祉施設等の耐震化 |
|            |  | 1-2                    | 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生                                     | ①防火対策、②医療機関等の耐震化等、③学校施設の整備・充実、④消防・救急体制の充実  |
|            |  | 1-3                    | 突発的又は、広域かつ長期的な市街地等の浸水及び暴風等による多数の死傷者の発生                                     | ①消防・救急体制の充実 ②タイムラインの見直し ③下水道の整備 ④地域防災力の向上 ⑤災害情報の伝達<br>⑥河川管理施設 土砂災害防止施設等の老朽化対策 ⑦急傾斜地崩壊対策 ⑧減災対策協議会における情報共有   |
|            |  | 1-4                    | 大規模土砂災害等による多数の死傷者の発生   | ①土砂災害防止施設の老朽化対策等 ②総合的な土砂災害対策の推進 ③急傾斜地崩壊対策<br>④農業用ため池の点検 ⑤農業水利施設の耐震化等   |
|            |  | 1-5                    | 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生  | ①除雪計画 ②地域防災力の向上  |
| 2          | 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。     | 2-1                    | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止                                     | ①道路の整備 ②物資の備蓄 調達・供給体制の整備 ③広域交通ネットワークの強化 ④上水道の整備  |
|            |  | 2-2                    | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生   | ①急傾斜地崩壊対策 ②地域防災力の向上  |
|            |  | 2-3                    | 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足   | ①消防・救急体制の充実 ②広域連携体制の整備 ③地域防災力の向上   |
|            |  | 2-4                    | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱   | ①帰宅困難者等の受入体制の確保  |
|            |  | 2-5                    | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺                           | ①医療機関等の耐震化 ②災害時の優先給油体制の整備 ③道路の整備④地域の医療機関との連携<br>⑤医薬品等の供給体制の整備  |
|            |  | 2-6                    | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生   | ①予防接種の促進等 ②避難所運営の見直し ③市の衛生用品等の備蓄の見直し ④下水道の整備<br>⑤地域防災力の向上 ⑥住宅・建築物等の整備  |
|            |  | 2-7                    | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生                                  | ①避難所運営の見直し ②物資の備蓄、調達・供給体制の整備 ③地域防災力の向上   |
| 3          | 必要不可欠な行政機能は確保する。                                   | 3-1                    | 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱   | ①防犯対策の充実   |
|            |  | 3-2                    | 市役所の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下   | ①防災機能の整備・強化 ②業務継続体制の整備 ③物資の備蓄、調達・供給体制の整備<br>④市立学校等の耐震化等 ⑤地域防災力の向上 ⑥非常用電源の確保  |
| 4          | 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。                          | 4-1                    | 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止  | ①非常用電源の確保 ②災害情報の伝達   |
|            |  | 4-2                    | テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態   | ①災害情報の伝達   |
|            |  | 4-3                    | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態                         | ①災害情報の収集 伝達体制の確保 ②タイムラインの見直し ③外国人に対する防災対策の充実<br>④通信設備等の耐震化 ⑤災害情報の伝達 ⑥避難行動要支援者対策 ⑦災害記録の伝承   |
| 5          | 経済活動を機能不全に陥らせない。                                   | 5-1                    | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の停滞  | ①企業防災の促進   |
|            |  | 5-2                    | エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響                                    | ①災害時の優先給油体制の整備   |
|            |  | 5-3                    | 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等  | ①企業防災の促進   |
|            |  | 5-4                    | 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響  | ①道路の整備   |
|            |  | 5-5                    | 空港の同時被災による航空輸送への甚大な影響  | ①道路の整備   |
|            |  | 5-6                    | 食料等の安定供給の停滞  | ①農業水利施設の耐震化等 ②企業防災の促進 ③物資の備蓄、調達・供給体制の整備  |
|            |  | 5-7                    | 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響  | ①湧水対策 ②応急給水及び応急復旧対策  |
| 6          | ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。 | 6-1                    | 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止                 | ①ライフラインの災害対応力強化・早期復旧 ②福祉施設等におけるエネルギーの供給源の安定化<br>③公共施設におけるエネルギーの供給源の安定化   |
|            |  | 6-2                    | 上水道等の長期間にわたる供給停止   | ①長期間の停電対策 ②老朽化した管路の漏水対策 ③施設の耐震化 ④応急給水及び応急復旧対策  |
|            |  | 6-3                    | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止  | ①下水道の整備  |
|            |  | 6-4                    | 交通インフラの長期間にわたる機能停止   | ①道路の整備 ②土木施設の復旧・復興を担う人材の育成・確保  |
|            |  | 6-5                    | 防災インフラの長期間にわたる機能不全   | ①河川管理施設等の老朽化対策 ②土木施設の復旧・復興を担う人材の育成・確保  |
| 7          | 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。                             | 7-1                    | 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生  | ①消防・救急体制の充実 ②地域防災力の向上 ③感震ブレーカー設置   |
|            |  | 7-2                    | 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等に伴う陥没による交通麻痺   | ①住宅・建築物等の整備 ②空き家等の対策、③沿道建築物の耐震化  |
|            |  | 7-3                    | ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生                            | ①農業用ため池の点検 ②農業水利施設の耐震化等  |
|            |  | 7-4                    | 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大  | ①環境保全の推進   |
|            |  | 7-5                    | 農地・森林等の荒廃による被害の拡大  | ①森林・農地等の適切な整備・保全   |
| 8          | 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。                   | 8-1                    | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態   | ①災害廃棄物対策   |
|            |  | 8-2                    | 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 | ①業務継続体制の整備 ②地域防災力の向上 ③消防・救急体制の充実<br>④土木施設の復旧・復興を担う人材の育成・確保   |
|            |  | 8-3                    | 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害や液状化の発生により復興が大幅に遅れる事態                               | ①浸水対策の促進 ②地盤の耐震化   |
|            |  | 8-4                    | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失                              | ①業務継続体制の整備 ②避難行動要支援者対策 ③地域防災力の向上 ④消防・救急体制の充実<br>⑤ボランティアの活動環境の整備  |
|            |  | 8-5                    | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態                                   | ①地籍調査の促進 ②応急仮設住宅等の円滑な提供  |
|            |  | 8-6                    | 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響                                | ①風評被害に対する適切な情報発信   |